

# 亀井南冥と朝鮮通信使との 応酬唱和をめぐつて

三、通信使の南冥評価と国内の反響  
四、おわりに

## 石川泰成

### 目次

#### 一、はじめに

#### 二、亀井南冥と朝鮮通信使との応酬

- (一) 十二月八日
- (二) 十二月九日
- (三) 十二月十日
- (四) 十二月十四日
- (五) 十二月十八日
- (六) 十二月十九日
- (七) 十二月二十一日
- (八) 十二月二十二、二十三日
- (九) 十二月二十四日
- (十) 十二月二十六日

江戸期の鎖国体制下にあって日本の文人達が直接外国の文人達と交流できる機会はほとんどなかつた。その数少ない機会が、長崎での中国商人との交流か朝鮮通信使との交流に限られていた。通信使との筆談・唱和は正徳度（一七一一）から盛んになつたらしく、林復斎が編纂した『通航一覧』巻百八に、「按するに、かの使者来聘ごとに、必ず筆談唱和あり、天和正徳の頃よりして、その事やや盛なり、故にその書冊をなすもの百有數十卷にいたる。」<sup>注一</sup>と述べている。当時の文人達をはじめ、一般の人たちも朝鮮通信使との詩文の贈答、書画の揮毫にいわば熱狂ともいう様相を呈したことが伝えられている。<sup>注二</sup>

福岡藩は通信使の接待を幕府から命ぜられ、毎度、藍島で接待することとなつていた。その接待の一環として、藩儒を藍島に藩儒を遣わし、詩文の応酬、筆談を交わすことが慣例となつていた。たとえば、貝原益軒（一六三〇～一七一四）も藩命を受けて天和度（一六八二）の時に直接朝鮮通信使と応接している。<sup>注三</sup>

宝暦十三年（一七六三）、亀井南冥が二十一歳という若さで朝

鮮通信使と詩文の応酬や学問論争を行なつたことは、従来、南冥研究においてそれほど詳しく述べられることはなかつた。今回、本論考では、『亀井南冥・昭陽全集』所収の『泱泱余響』<sup>注五</sup>を中心におこなつた。このうち、朝鮮通信使側の使行録、福岡藩資料を加えて藍島での彼の二十日間の行動を復元したいと考えている。また、朝鮮側の記録を中心に、南冥評価と国内の反響を見てみることとする。

なお、当時町医者の息子が誰の縁故で通信使に面会することができたのか併せて論じてみたい。

## 二、亀井南冥と朝鮮通信使との応酬

明和度の通信使が藍島に逗留したのは、宝暦十三年十二月二日（二十六日）（往路）及び明けて元年五月二十六日（復路）であつた。このうち、亀井南冥が実際に朝鮮通信使の書記たちと応酬唱和したのは往路のことであつた。

まず、亀井南冥の『泱泱余響』から、彼が詩文の応酬、筆談あるいは登場する相手を確定しておきたい。およそ一〇名の名前が確認でき、このうち、使行録の存在が確認できるものとあわせて左に一覧しておこう。

<sup>注六</sup>  
氏名、役職、字、号、使行録等

南玉（隨從学士、製述官大学士、字は時韻、号は秋月）

『日觀紀』

成大中（正使書記、字は士執、号は龍淵）『日本錄槎上録』  
元重挙（副使書記、字は士才、号は玄川）『乘槎錄』  
金仁謙（従事官書記、字は士安、号は退石）『日東壯遊歌』  
李佐国（医官、字は聖甫、号は慕庵）  
李彦頃（押物判事、字は虞裳、号は曇寰、別号雲我）『松穆館餘稿』

李彦佑<sup>注七</sup>（写字正、字は公弼、号は梅窓）  
洪聖源（写字正、字は景魯、号は正正齋、美巖）  
徐有大（名武軍官、字は子謙、号は中和）

金龍沢（小童、製述官担当）

である。このうち今次利用できた使行録は、成大中『日本錄槎上録』、金仁謙『日東壯遊歌』<sup>注九</sup>、そのほか、明和度の正使趙濟谷と直接応酬唱和の機会がなかつた南冥であるが、趙濟谷の『海槎日記』<sup>注八</sup>という使行録に、一箇所、筑前を代表とする文人として亀井南冥の名前が記されていることから使用した。

まずは、南冥を含む福岡藩の学者たちの接触の跡を見てみることにする。

福岡藩の「宝暦十三癸未年 朝鮮人來聘記」六上「藍島滯留一卷」<sup>注十</sup>から唱和の記録を数え上げてみると全部で五回の唱和記録がある。これは、『和韓双鳴集』（今次、九州大学附属図書館所蔵本を使用し、以下丁度はこれに拠つた）卷四「筑前藍島唱和」に福岡藩儒の唱和集を收めるが、そこでも「唱酬筆語凡そ五次」

(卷四、一丁表)との記事があることから、五回というのは藩

公認の藩儒が応対した数次であったと思われる。ちなみにその

日付は、十二月八、十、十二、十四、十八日である。

続いて、日にちを追つて南冥と通信使の応接を見ていくこととする。

(一) 十二月八日

◎『決済余響』五〇四頁「寄製述官南秋月并序」～五〇八頁

下段十一行「右臘月八日」まで

『決済余響』に日付の記載があり、今これに従う。

十二月五日に製述官、書記と福岡藩儒との唱和のことが福岡藩と対馬の表用人真文方兼帶の朝岡一学とのあいだに話し合われたが、副使船の事故など片づいてからということになつて延び延びになつていった。<sup>注十一</sup> したがつて福岡藩の公式行事としてこの日が初めての藩儒と通信使の面会となつた。参加者は、『日本録』、『日東壯遊歌』によれば、藩の儒者井土周道、島村秋江、櫛田菊潭の三人と龜井南冥である。日本側はそれぞれ予め用意しておいた自己紹介文と詩文を差し出し、筆談、詩の応酬に及ぶ<sup>注十二</sup>。

(二) 十二月九日

成大中『日本録』には、  
初八日……筑州書記井土周道・島村竊・櫛田或・医官龜井魯來見す。余寒感有るも病を強して、魯奇才と唱和するな

り。<sup>注十三</sup>

と、龜井南冥を奇才と認め、彼との詩の応酬を特記している。

また、金仁謙『日東壯遊歌』には、

「それぞれ懐から詩文を取り出し 次韻を請う  
その中の龜井魯は 当年とつて三七〔二十一歳〕というが  
その筆遣いはまるで飛ぶが如し 四人中最も優れている  
：（中略）：

私はひと皿の果物を差し出し 龜井魯に与えて言ふ  
「貴公の筆才はとくに優れてるので これを差し上げよ  
う」

龜井魯は深く感謝して言う 「私ごとき稚拙な若輩を  
このようにも目をかけて下さり ただ感銘するばかりです  
明日もう一度参上し 教えを受けたく存じます」<sup>注十四</sup>

と、筆才を大いに称賛されたことが記録されている。

李元植氏によれば、この日に応酬した南冥の自筆の詩稿が、  
成大中が応酬した日本人の詩稿をまとめた『東槎唱酬集』に収  
められ、韓国国立中央図書館に残されているとのことである。<sup>注十五</sup>

に、

亀井魯が手紙と共に 詩集二巻を送つてくる

はじめは馴染まなかつたが 次第に面白く思えてきた

楊柳詞と胡笳曲は 傑作といえそうだ

朱で批点を打ち 序文を草してやる

夜更けて一人の倭人が 亀井魯の伝言を持つてくる

この者の職務は 茶燭灯炉の係であるという

：（中略）：

亀井魯が書いて見せるには 「自分の父親も齡をとり

来年の三月、還暦を迎えるので 寿宴詩をつくつて頂ければ

万丈の彩りを添えることになり 幸甚のいたりです」とあ

る

四韻律詩をつくつてやると 躍り上注十六がつて喜び感謝する

とあり、また、『日本錄』には、

筑州写字官横田義民、亀井の徒城逸來見す。亀井魯其の詩

藁を送り、夜共に批評す。

という記事がある。これらによるとこの夜には面会行われず、

手紙と詩稿を送つただけと思われる。南秋月はただちに返書をしたためて、対馬の役人を経由して南冥に届けた（『決済余響』十二月十日の筆語）。『日東壯遊歌』に「伝言持つてくる」とあるのは、城逸であろう。

この時、送つた詩稿は秋月の次韻道哉の詩句に「東遊巻裏の

諸師友、道哉の流れのごとき定めて是誰ぞ」（『決済余響』五一  
一頁）という句や、龍淵の次韻にも「東遊巻裏朱青を爛す」（同

右）、退石の「奇氣東遊大坂時」（同右書、五一二頁）という句  
があることから、南冥が前年、宝曆十二年に京摶に遊学した際

の詩集、『東遊巻』一巻とされる。注十七この『東遊巻』には、楊柳

詞、胡笳曲といった詞詩を含んだものと思われる。南秋月もこの楊柳詞、胡茄曲を「絶妙なり」と褒めている（『決済余響』五

一頁、割注）、金退石が序文を草し、成大中が跋文を書くことを約束している（十二月十二日筆語）が、それら序・跋も『東遊巻』も共に現存しない。

『日東壯遊歌』同日の記事に、南冥が、父親聽因のために寿宴詩を乞うたとあるが、通信使が寄せた詩は『決済余響』付録（五二九頁）に収める。

（二）十二月十日

◎『決済余響』五〇八頁「十日会集」～五一三頁「南來惟得満頭霜」まで

『決済余響』には「十日会集」と日付が残された筆談・詩の応酬の記事がある。参会者は、『和漢双鳴集』卷四および『藍島唱和』の記事から、八日と同様、井土周道、島村秋江、櫛田菊潭の藩の儒者三人と亀井南冥であろう。

筆談はおもに日本国内での文人に関するものである。南冥は、

奇才として永富独嘯庵を高く評価して、彼と面会することを勧めている。そのほか、文学・学問方面の聞こえたものとして、

長門の瀧弥八、大阪の岡忠蔵、合麗王、葛子琴、京都の清君錦、岡白駒、芥元章、彦根の龍草廬などを挙げている。

八日の記事に通信使側から南冥の筆跡について「その筆遣いはまるで飛ぶが如し」と称賛を浴びたが、奔放なる筆勢と才発換気の青年医師に、年長者として忠告をする一幕もあった。

玄川「文字を書く時は必ず楷書でかつちり書くように。ま

た詩文を読んだが少々奔放なところが多く、沈着に欠ける嫌いが有るが。この点も学問に差し障りはないであろうか?」

南冥「わたくし生まれつき客氣が多く、修養して治そうと

何度も致しましたがまだ良くなりません。ゆえに文字は踊り、奔放な言葉を使いがちです。十年後、修養が物になれば客氣も消えましょう。さすれば文章も変化するとでしよう。」

玄川「『客氣をけす』のと言う語から、自分自身その病氣の

根源を知っているようだが、薬は何が良いか知つているかね?またどのように服用するのかね?」

南冥「修心湯だけでござります。」

玄川「(修心の)二字につきる。がしかし、この修心の服用

法は?」

南冥「人情世態、石を踏んでその堅さを知る(実践を重んず)。これがその教えとなりましよう。」

と、医師南冥に因んでの問答等が残されている注十八。多分、後段で述べる、藩儒を軽んじる態度と藩儒達の憤慨を感じ取った玄川が、その才能を愛するがゆえに、文字にことよせて諫めた一侧面もあつたのではなかろうか。

#### (四) 十二月十四日

◎『決済余響』五一三頁下段「筆語」より五一八頁上段「詩会築山陽」まで

京都大学本『決済余響』では、十二月十日の記事の後、日付を明示するのは十二月二十二日付記事までないが、慶應大学本、九州大学本では、十九日の日付をもつ記事を載せる。この間、『決済余響』の記事にも、およそ三回分の筆談・応酬の記録が残されている。まずここで、この訪問の日時を推定してゆきたい。

まず、『決済余響』の三回分の記事の箇所であるが、『亀井南冥・昭陽全集』のページでいうと、五一三頁下段「筆語」(五十八頁上段「詩会築山陽」)が一回分の記録と思われる。十四日の記事と推定した根拠は、

(一) 官許の上、面談している旨の発言(五一三頁下段九行)

から、藩に唱和が記録されている十一月十四日の会集に随伴したものと思われる。「藍島滞留」一巻には十二日にも唱和があつたとするが、筆語冒頭にある玄川の「多日跫音なし、何ぞ事故有るかと」の発言からみて前回の面会から幾日かの間隔があると考えるのが自然である。したがつて次の藩の会集日である十四日に藩儒に陪席したものと思われる。

(二) 永富独嘯庵の著書『囊語』を三日前に寄せた旨の割注(五十五頁上段二行)がある。十日の会集で永富氏を海内一の人物として推輓しており、其の著書を翌十一日に送つたものとすれば、ここに記事が十四日の会集のものとするのが適當と思われる。

この日の筆談は、南冥が剃髪していることに対する質問されている。当時、医師が僧形である日本の風俗に対して、朝鮮側は「儒医」であれば、蓄髪してしかるべきとの考えに基づくものである。このほか日本の学問的状況を問われ、過去では、荻生徂徠、現存では永富独嘯庵を第一人者として挙げている。通信使側には、この若き奇才が推薦する永富独嘯庵について南冥から送られた著述を読んで、なぜにそこまで永富独嘯庵を獎めるのか少し解せない様子である。彼らは、むしろ南冥の才能を高く買って、なにか名目を付けて江戸まで同行できないものかと元重挙は言つてゐる。南冥のこの度重なる高評のためか、正

使趙巖の『海槎日記』甲申（一七六四）六月十八日に日本各地の文人を評価し「大阪には号が斗南という合離と号が独嘯庵の永富凰というものが特に優れており」と高く評価しているが、その情報源は、南冥が三書記に述べたことを、三書記が正使に報告したものと思われる。（永富独嘯庵が通信使と面会できた記事は見当らない）

この日も三書記と筆談・応酬に及んでいるが、韻書から韻字（非・霏・飛・扉・帰）を選び、詩を即座に応酬しあつて対馬の役人が食事時に近づき帰宅を促すと、通信使側は夕食を共にするようすすめ、ついに許可を貰う。そのとき、三使が部屋を訪れ三書記と話をする。三使が帰つた後、秋月が、

「私たちが絶えず君のこと褒めそやしていたが、三使大人も君を愛で、君の詩を見られて、感嘆なさつていた。文房四宝をあなたに差し上げようとのことだ。真に奇遇なことです。」と述べたことが記録されている。注十九

#### (五) 十二月十八日

◎『決済余響』五一八頁上段「雪中懷諸公」～五二二頁上巻末尾および慶應大学本、九州大学本五四五頁下段十九行まで

この部分を十八日のこととする根拠は、

(一) 南冥の詩に対して応酬している通信使のメンバーがいつも三人ではなく、玄川の詩が見当ならない。また、その

理由を五一九頁上段十行に「玄川 時に喪余の斎有り、故に和せず。」という断り書きがある。『和韓双鳴集』卷四に「筑前唱和」にも十八日は井土周道の書簡の往復及び島村秋江の応酬詩が収められており、「玄川適に喪余の歳有りて未だ和せず」とある。このことから、玄川の応酬記事を欠くこの部分を、十八日の記事として推定してよいと思われる。

(二) 通信使側に提出された南冥の詩が「雪中懷諸公」と題することによるものである。正使趙曠の使行録が毎日の天候を記載しているが、雪の日を拾い上げると、十六～十九日であり、成大中の『日本錄』の天候記事とも一致する。南冥が詩を作つたとき、虚題でなく詩題のとうり雪が實際に降つたとすれば、この間であると推定するのがよいであろう。参会者は、南冥のほかは、福岡藩儒側は「櫛田作八・井土勘吉ハ就病氣、島村卯兵衛一人罷出注二十」とあることより島村秋江ひとりの出席。(井土周道については書翰のみ取める「藍島唱和」は彼の欠席を裏付ける。また、日付は欠くが、櫛田菊潭が亀井南冥に欠席と贈答品を託す旨の書翰稿が残されているのはこの日の事に属するか。)

(六) 十二月十九日

◎京都大学本『泱泱余響』にはこの日の記事なし。慶應大学

本、九州大学本『泱泱余響』は十九日の記事、五四五頁下段二十一行～五四六頁上段十八行まで。

この日は、福岡藩の藩儒・文学らと来たのではなく、南冥の単独行動であつたと思われる。福岡藩の記録にもこの日の唱和に関する記事はない。ただ、九州大学本は「既為別後二日、風逆舟不發。十九日、予造其舎。」とあり、十八日に別章詩を応酬したことからすると二十日のこととしたほうがよい。慶應大学本は「後二日」がなく、十九日であることと矛盾しない。また、南冥の筆語に「甚雨暴風。得無悶乎。」(大系本『泱泱余響』四五頁)と当日の天気が相当悪かったようであり、十九日は趙曠、成大中とともに雪とし、二十日が趙曠『海槎日記』「日氣少解」とし、成大中は東北の風と風向きのみ記しその他の記述がないことから勘案すると、十九日の記事としてよいと思われる。

南冥は王維の陽閏の詩を唱することを希望し、秋月、龍淵が唱和している。玄川は前日に送つた別れの漢詩を唱和している。今まででは文字を通して漢詩の交流が成立していたが、ここは音による漢詩の観賞をしている珍しい例。多分朝鮮式で行われたであろう詩の朗読を聞いた南冥は「悲韻繞梁、始めて三疊断腸の妙を知る」(五四六頁上段)との感想を残している。

(七) 十二月二十一日

◎『泱泱余響』五二二頁下段「泱泱余響卷下」～五二四頁上

段「述懷詩五首以贈」まで

送る。

『決済余響』下巻冒頭の日付は二十二日としているが記事の内容が三使臣登頂のことであり、三使登頂は、福岡藩側資料、通信使側資料双方から二十一日のことと確認することができるため、下巻冒頭の二十二日の記述は二十日の誤りである。

(八) 十二月二十二、二十三日

◎『決済余響』五一四頁上段九行「五雅篇」～五一八頁上段「右冬」まで

この日、「三使・上々官數日滞留に就き、氣鬱散じ候為、今日島山へ上り遊覽注二十一」した。この日、南冥は城逸（字は公庸、五龍と号す）とともに通信使を訪ねた。藍島の山から見える風景は博多湾を一望でき、絶景であり正使趙曠も「海を渡つて以後、実におもしろい情景が無かつたが、今日になつて初めて快活な事を得た。」と絶賛し、画員にその風景を描かせている。一緒に頂上に登ること誘われるが、頂上から眼下に対馬藩の公舎を見下ろすことをばかり、浜で帰還を俟つこととする。南冥はその間、始めてみる朝鮮行列の鮮やかな色彩と異国のお音楽に相当感動したようである。「明を嗣いだのは清であるが、その風俗は賤陋である。韓の国は一地方国であり、昔は鮮卑といつた。ああ、衣裳冠冕の制度は中国に見られず、いわゆる鮮卑に見るとは、嘆かわしい。注二十三」とこの春に長崎訪問で見たであろう満州族化された中国の服装冠冕の制度と比較して、古の古礼・古制が朝鮮に伝わっていることを嘆息している。

(九) 十二月二十四日

◎『決済余響』五一八頁八行「啓亀井道哉案右」～五一八「何必要和」まで

悪天候により出発が延び延びになっていたが、この日、亀井南冥は再び、通信使に面会に行つたところ、『日本録』十二月二十四日の条に「亀井魯注二十四 船次に至り、招きて上船せしめんとして馬州の禁徒逆らひて之を止む。」と対馬の役人に止められたことが記録に残されている。二十一日にも「法を畏れ」乗船を固辞したが、島内の客館への訪問は許されても、通信使の船へのえに来たが、「法を畏れ、固辞」して、帰つてから「五雅篇」を

乗船はゆるされなかつたのであろう。後述するように福岡藩内で南冥が単独で通信使と会うことを問題とする意見が生じたが、この乗船しようとした一件も併せて問題視された可能性もあると思われる。乗船を拒否された情景を眼にした通信使は、南冥に手紙を送り、「此の心の介添を以て、君の黯黯を知る。一札百朋に敵ふと雖も、終に懷を遣す能はず。一たび洲上に來たれば、當に君が為席を移して之に就かん。此れ則ち妨礙せざるに似たり。如何、<sup>注二十五</sup>如何」と再び訪れるよう誘い、その時には通信使側が浜まで出向こうと好意を示している。また併せて「花箋四十幅」も贈つてゐる。これに対して、南冥は通信使側にお礼の書翰をおくり、「洲上の挙、之を闌菴に問ひ、其の可否を決するのみ。」と対馬の朝岡一学と相談する旨發言してゐるが、實現しなかつたようである。

(+) 十二月二十六日

◎『決決余響』五二八頁下段六行「二十六日黎明」～同頁末行「乃帰」(本文最後)

この日の早朝、製術官付の小童金龍澤が通信使の手紙を持つてくる。その内容は、

昨日、天氣も良く、浜辺で佇み君を待つて來られませんでした。或いはまた障害があつたのでしょうか? 風向が良いとの知らせ、二十三日間、續(ともづな)が繋が

れていましたが解かれようとしています。：(中略) 今や席を同じくすることは難しい情勢ですが、ただ浜辺に佇み、<sup>注二十七</sup>自愛のほどをお祈りしています。

というものであつた。出発が決まり最後の手紙を託したものであろう。出発の準備に忙殺されるその隙に面晤の機会を持とうといふ好意か小童が同行を願う気配が有るのを見て、それに応じ浜辺に向かう。船に招かれ少し話しをし、手を互いに握つて放さず、「明春」と繰り返し口にする。船が出発し、旗・羽器を振り、南冥は腰扇を振りこたえ、見えなくなるまで振りあつた。

### 三、通信使の南冥評価と国内の反響

前章では、『決決余響』の記事の日付確定を試みた。傍ら、南冥と通信使との交流の一端を見てきたが、本章ではその通信使側の南冥評価と国内での評価を見てみることとする。従来、青年医師南冥が、この通信使との交流で、大いに文名を挙げたとされる。多くはその根拠を廣瀬淡窓の『儒林評』または『懷旧樓筆記』卷十五の記事による。

南冥二十一歳の時、朝鮮聘使來り、暫く筑に止まれり。南冥行きて見え、之と贈答筆話す。韓使大いに其の才を奇とし、其れより東都に至る迄、途中にて諸儒と筆話する時、必ず「筑に龜(井)道載あること知れりや」と問ふ。是に

よりて其の名一時に天下に伝播せり。

と言う。広瀬淡窓が、亀井門下であることを考えるとこの称賛記事をすぐさま事実とするには躊躇いがある。事あるごとに彼の名を問うて、その才能を讃めたというのであれば、無名の一青年への評価としては常識的に見れば過分なものであり、同じ学派の師匠を高めるため、後世における伝記等にみられる偉人化とさえ言われかねない。果してこのような事実があつたのか否か、以下、諸書によつて南冥の評価を裏付けたい。

さきほど淡窓の記録の中に江戸間での途次、通信使が人に会うごとに必ず「筑に龜（井）道載あること知れりや」と質問したとの記事があつた注二十九。また、京都の大典禪師が日本での文人評価を通信使側に求めたところ、同様のやりとりがあつたと注三十いう。また、このほか『樂郊紀聞』には、宝曆度通信使に対馬の通詞として同行した東田正右衛門が同僚の小嶋東市に語ったエピソードが南冥への高い評価が与えられたことを裏付けている。話しの概要是壱岐に始まつて後各地で日本の文人たちが詩の応酬を行つたが、差し出す詩に通信使側は即座に和韻して返すが、日本の文人は帰されても再度応酬することが出来ず、眼前に詩稿を溜めてしまふ有り様であつた。いわば「朝鮮人に仕付らるる」状態であつた。そこに、年若で病身らしき南冥が現われ、「この人此体にては定めて又仕付らるべし。日本の恥を重ぬると云ふものなり。笑止なるかな。」と思つていたところ、その応

酬のはやさは通信使を上回るものがあり、「朝鮮人大いにへこみたる様子」であつた。そして、

夫れより段々通船し、竟に江戸迄行に、唱和に来る人あれば、朝鮮人その人に対して、「知龜道載否」と云ひて、その才学を讃めて止まず。「夫迄は九州の人にて、未だ上方には名を知る人も少なし」と聞こえしに、此朝鮮人の讃しより、俄に亀井の名、諸国に響きし由注三十一なり。

と伝えることから廣瀬淡窓の記事は事実を反映しているとみて差し支えなさそうである。

次に直接応対した通信使側の記録によつて南冥評価がを見てみることにする。前章で見たように三書記の成大中、金退石から相当高い評価を得たことを見てきたが、とりわけ成大中の『日本錄』の最後に総括として「書日本二才子事」という項を立てて、日本の文人のうち二名を特記しているのは注目すべきである。その日本二才子の一人は、大阪の那波師曾（魯堂）であり、もう一人が亀井南冥であつた。そこで成大中の南冥評価を見てみると、

余 日本に至り、奇才二人を見たり。筑州の亀井魯・西京の那波師曾なり。魯 年二十余、慨然として四方に遊学の志あり。西の長崎にて官庫の秘書を観て、大潮禪師を師とす。東の大坂木弘恭・福尚修・合離を友とし、（弘恭即ち蒹葭堂主人なり）永富鳳を師とす。魯 詩文皆な超悟、識解

尤も奇たり。然れども賤しく自ら見える能はず。我輩に初見して傾心結附す。願わくば戴帰するを得て、礼義の邦を一見せば、死すとも恨み無らんと。吾れ其の志を奇として其の才を愛し、常に留めてともに話し、屢々試みに送叩す。魯之に応じて裕詩有り。筑州の三書記擯者を以て主に上座に拋り、魯其の側ら坐して敢えて之と与に歯せずして意実に之を軽んず。三書記皆平らかならず、後ちに之を閉ざして見えしめず、曰く「魯才徳に勝へず、礼を大邦の君子に失わんことを恐る」注三十三と。

という。師承関係、長崎で官庫に保管している『古今図書集成』注三十四を閲覧したこと、永富独嘯庵を第一人者としたことなど『泱泱余響』で筆語した内容と符合している。ここで注目されるのが南冥と藩の儒者たちとの関係がかなり険悪な雰囲気を漂わせていることが報告されている点である。南冥が自分の才を持んで先輩を無視するかのごとき態度が後日大きな問題として摩擦が生じる一因となつた様子が読み取れる。(那波魯堂も通信使と行路を共にし、護行長老一行と軋轢があつた。)成大中は、才を愛でて、南冥・魯堂に同情的で、

と二人の将来に心配をし、彼ら若き才人の力になろうとしたようである。

南冥が直接交接したのは書記たちとであつたが、書記達の南冥に対する高い評価は上司の三使臣にも伝わつた。先程の十二月十八日の『決済余響』の記事でもその一端が窺えるが、三使臣の誰かは分からぬ。しかし、正使の趙儼の使行録『海槎日記』にも、

は之を轉り、三書詔皆平らかならず、後ちに之を閉ざして見えしめず、曰く「魯才徳に勝へず、礼を大邦の君子に失わんことを恐る」と。注三十三

筑前州には亀井魯がおり、年若くして才能が優れており、きっと大成するであろうとのことである。（『海槎日記』六月十八日（准三十五））と記録されている。

三一

南冥と藩の儒者たちとの関係がかなり険悪な雰囲気を漂わせて  
いることが報告されている点である。南冥が自分の才を持んで  
先輩を無視するかのごとき態度が後日大きな問題として摩擦が  
生じる一因となつた様子が読み取れる。(那波魯堂も通信使と行  
路を共にし、護行長老一行と軋轢があつた。)成大中は、才を愛  
でて、南冥・魯堂に同情的で、  
吾私かに一人奇縁に中らずんば必ず横累に困せんことを慮

吾私かに二人奇禍に中らずんば必ず横累に困せんことを慮る。毎ごとに才容を愛するを以て長老の徒及び筑州書記に直諭するも未だ能く力を得るや否やを知らざるなり。(同)

魯年少の客氣を以て、官に請ひて韓聘使に償して藍島にゆく。其の学士南秋月輩と筆陳対壘す。大いに虚誉を窃みて、誇り従りて興る。鼓篋佔畢の者より、指弾せざるなし。怪

しみ且つ罵り異端異端之を痛避せんと曰ふ。甚だしきは則ち造（いつわり）て官に請いて將に魯を危うくせんとするもの有るに至る。（『先考千秋翁行状』<sup>注三十六</sup>）

と、鼓篋估畢の者、つまり腐儒、ここでは藩の儒者たちを指し、彼らから指弾を受けて、讒言をかまえ罪に問うものまで現われるに至つたようである。ただ、こうしたなかにも、

独有安生維允、為頗禦侮、齊語於楚休。未如之何已（『先考千秋翁行状』）

といい、安生維允こと安井静宇（名は維允、草江散人と号す）だけは弁明に努めてくれたようであるが、問題は収まらなかつた。この間の事情は、四月二十六日付け江戸留守居役宛ての文書に、

道哉儀去年朝鮮人江出会仕度段相願候得共、御免不被仰付候、自分之働きを以手筋を求出会候儀は、勝手次第いたし候様に被仰付候處、此節自分之働きにて致出会候、右の通りにて同人儀は不指立に候得は、唱和など不被差出相済候様有之度候、尤夫ともに不被指出候て不叶趣も可有之哉と、井土勘吉江改正被仰付候へとも、夫ともに筆談など様ゝの事も有之候付、旁不被指出相済候様に取計可被申候<sup>注三十七</sup>

と、藩内でも問題とされたことが記録に残つてゐる。一人の町医者の振る舞いが、江戸まで聞こえたのは、文名が揚がつてのことなのか、だれかが政治問題化させたものか、ともかく異例

のことである。要点を掲げれば、

- (一) 官許無く自分の縁故で面会したこと
- (二) 提出しないですませたいこと
- (三) 提出に備えて井土勘吉（周道）に改正を命じていることの三点である。

天和度通信使招聘に際して、老中松平右近将監から、朝鮮通信使と詩の応酬、筆談を願うものの中に、異国を詰つたり、日本を尊び、朝鮮をあざけつたりするものがあるため、林大学頭と其の門人達の詩文の贈答に準じて、代表者のみ筆談をゆるし、その他陪席の門人達は詩文の贈答のみ許すこととした。今回明和度さらには、これに加えて、

役人其席に立合不洩様取集、林大学頭方に不残差出候筈に候、且又筆談の儀相願候者の外給仕等に罷出、又は相願候て詩文贈答仕来候者も有之由相聞候、此儀は猶以如何に候間、相願候人数の外は、詩作贈答堅仕間敷事に候<sup>注三十八</sup>

という通達がだされた。（明和元年一月二十九日付）

南冥を攻撃したのはこれらの通達に違反する恐れありとしたのである。幕府からの通達では「相願候人数の外は、詩作贈答堅仕間敷事に候」とされていたが、南冥は「御免不被仰付候」と無許可で通信使にあつたことが問題となろう。また、「筆談など様ゝの事も有之候付、旁不被指出相済候様に取計可被申候」と述べているが、同じく幕府の通達では、面会代表者（藩儒）

の筆談は条件付きで許されているものの、陪席者である南冥の筆談などが残されているのは具合が悪いのである。したがつて今回の南冥の行動は、藩とは関係のない個人的行動だとし、出来れば提出しないで済むよう働き掛けているのである。

藩の資料のごとく自分で縁故を見つけての面会であつたとすれば、誰の縁故によるものであろうか。岡村繁氏は全集本『決済余響』の解説で、このあたりの事情を、井土魯响の門弟となつて面会することができたとするが、口碑によるものなのか根拠は示されていない。論者も確論はないが、ここにいくつかの可能性を探つておきたい。

この時、藩から儒者と認められているのは、島村秋江、櫛田作八、井土周道注三十九である。しかも、通信使側の記述に藩の儒者達と同席している様子が窺えることから、この三人のいずれかの縁故をたどつたと考えるのが自然である。三人の中では、井土周道とは、翌年に英彦山に遊ぶ約束をしていることが慶應大学本『決済余響』(五四四頁注二三六)にあり、以前から何らかの交友があつたようである。また、福岡藩は藩儒三名の唱和集の改正を竹田蘿亭に命じているが、亀井南冥のものについては、井土周道に命じている。これは井土の縁故、岡村氏の言う「仮に井土の門人として」通信使と面会できたことと関連があるためではないだろうか。櫛田菊潭は、彼が病氣で通信使との唱和を欠席する旨のメモを亀井南冥に託して注四十いる。このメモを当日

参加した同僚の島村秋江ではなく、亀井南冥に宛てていることから、何らか交誼があつたと推測される。

このほか『日本録』十二月九日の記事には、福岡藩右筆の横田久左衛門(義民)と亀井南冥の友人城逸が通信使と面会している記事があり、城逸がその後、亀井南冥と連れ立つて面会に行つたり(たとえば一二月二一日)、南冥と城逸との関係を門人ではなく友人であるという筆語が残されており、かつ城逸の応酬詩が『決済余響』に収められていることからすると、城逸か、右筆横田義民か、そのほか藩関係者の可能性も否定できない。

さらには藩医の縁故をたよつて通信使側の良医を訪ねることを口実にした可能性もある。確かに初回の面会、一二月八日に通信使良医李佐国を訪れているが、『決済余響』では藩医と同席している記述が一切ない。面会初日、医者が書記との唱和に参会する前例がないことからその許可を南秋月に求めていることなどから考えると、南冥はあくまで唱和を目的として三記室に面会しているのであり、藩医から縁故を辿つた可能性は低いようである。

こうした問題が生じた以上、復路に通信使と再会を果たす状況では無かつたようである。成大中の『日本録』の四月二十六日(江戸宛て書簡と同じ日)の条には、

亀井魯来見せず。井土周道、島村曉、櫛田或、曉の子信成も亦た来たりてこれと少しく与に話す。禁徒より聴く、魯

の来ざるは周道の輩、才を猜しこれをとどむ。蛮邦も亦た

此の習ひ有るか。書を作りて之に寄す。

注四十一

と、亀井南冥が来れないのが周道たちの嫉妬による妨害であることを記している。もし藩儒以外のものが面会するのが問題視されたとするなら、島村信成がわずか十三歳で面会し、詩の応酬をさせている（信成の応酬詩は『和漢鶴鳴集』に収める）のがやはり親心とはいえ問題であろうし、南冥に対する対抗心ともいうべき複雑な感情さえも窺わせる。

(3)の井土周道に改正を命じていて注目すれば、現行の『決済余響』が京都大学本と九州大学・慶應大学本とで大きく内容に出入りがある原因がこの事情に起因する可能性が大きい。会集日が明確にされておらず、単行動の十九日の会集日のものを欠き、通信使と学問論争をした「弁論書四篇」を欠くものがあつたりするも、問題が生起して井土周道により問題部分を削除・改正されたものと、より原本に近いものとが生じたためではなかろうか。「弁論書四篇」についてはその内容については別稿に譲るが、南冥のものに「成公は程朱の流亜」「あなたの言は行き詰まっている」「お分かりでない」など厳しい言葉づかいがあり、まさに幕府が禁じた「異国を詰つたり、日本を尊び、朝鮮をあざけつたりする」もの抵触する恐れがあるため改正されたのではなかろうか。伝本に大きく出入りがある原因についてここに一つの仮説を提出する。

#### 四、おわりに

本論考で得られた結論をまとめておくと、『決済余響』で応接、唱和している朝鮮通信使側の氏名を確定し、通信使滞在期間の亀井南冥の行動と『決済余響』の記事の日程を確定したものであり、また、そこで得た南冥の評価を通信使側の使行録、その他で見てみたものである。

今後の課題としては、南冥と交接のあつた通信使側の現在を確認されているその他の使行録三種に当つて本論文を補いたいと考えている。

注一 『通航一覧』巻百八（吉川弘文館、昭和三十八年）八十七頁～九十九頁  
六十三頁

注二 同右、巻百十一所収『草茅危言』の記事参照。

注三 井上忠『貞原益軒』（吉川弘文館、昭和三十八年）八十七頁～九十九頁  
および、藤井甚太郎「糟屋郡相島に於ける黒田家の朝鮮通信使接待」（筑紫史談）二十八集）にくわしい。通信使の一人、洪禹載の使行録『東槎録』七月十四日の記事に、「筑前州の書僧貞原久兵為（欠）といふ者が詩篇を大きく作つて書いて使臣に呈上したが、我が一行の文人達が賞賛して止まなかつた。」（洪禹載著若松実訳『東槎録』、日朝交流協会、三十七頁）  
とあり、朝鮮の文人達にも高く評価されたという。

注四 朝鮮通信使とは、徳川將軍の代替わりにあたつて祝賀の意を表わすため朝鮮国王から遣わされた使節。江戸期を通じて十二回来日した。なお『亀井南冥・昭陽全集』第一巻所収『決済余響』の解説に將軍家茂の死去に伴う哀悼の意を著すとするのは表現に問題がある。

注五 今回使用したものテキストは『亀井南冥・昭陽全集』（章書房、昭和五十三年）所収のものである。（以下、全集本と略す）

注六 人名の一覧は『日東壯遊歌』（平凡社、東洋文庫）に収める高島淑郎氏の解説「四」座目（名簿）に基づき作成した。また、使行録については同書、参考文献、「参考文献」に基づいた。

注七 『和韓双鳴集』卷一十四丁裏「贈写字官李梅窓」注による。

注八 『決済余響』では正齋を作るが、明和度の写字官は梅窓と景齋であるから、南冥もしくは伝写の誤記であろうか。ただ、『和韓双鳴集』卷四、五丁表「写字官洪正齋に呈す」という例からみると、このとき正齋の号を使用していたものか。

注九 『日東壯遊歌』は全この他、前文ハンブルで記載された歌集であり、本論考での記事は高島淑郎氏の訳注（平凡社東洋文庫）に依った。なお金仁謙には「金退石仁謙東槎錄抄」が成均館大学校図書館所蔵「青丘碑碑說」所収の「日本雜誌」に收めるという。（高島淑郎解説注四〇一）

注十 なお、福岡藩の資料は「宝曆十三癸未年 朝鮮人来聘記」六上（『福岡藩朝鮮通信使記録』八 福岡地方史研究会古文書を読む会）及び「藍島滞留一巻」（同右）を用いた。

注十一 『藍島滞留』、九十三頁

注十二 『和韓双鳴集』、『藍島唱和集』ともに記事あり。

注十三 大系本一八六頁、「築州書記井土周道島村崎櫛田或医官亀井魯來見、余有寒感強病酬和魯奇才。」（句読点は石川が付す。『日本録』の原文引用については以下同様）

注十四 高島淑郎、注（六）掲書、一九八ページ

注十五 李元植『朝鮮通信使の研究』（思文閣、一九九七）三五五頁、その詩句を『亀井南冥・昭陽全集』所収のもの（第一巻、五〇五頁下段）と炳

比べると一部出入がある。これを示せば、「一路長風万里波 乘秋槎客入冬（程）過無涯（窮）津（伴）樹如花雪 判作鄙人絃下歌」（）内は『東槎唱酬録』

注十六 ただし、「躍り上がつて感謝」したのは十二月九日ではないであろう。

注十七 高島氏、注六掲書、二〇二頁

注十八 全集本『決済余響』五一〇頁「玄川曰。作字必楷正。屢見篇章常多翩

翩奔放之意。而少沈着端詳之意。此亦妨学多。未知如何。道哉曰僕生来多熟。客氣消竭。則文語亦隨變耳。玄川曰客氣消竭四字。既自知病源。亦知藥否。藥用何方。道哉曰。脩心湯。是而已。玄川曰二字尽矣。然脩心。亦當用何方。道哉曰。人情世態。踏石知堅。是為可以喻。」

この問答の後、詩の応酬が記録されているが、龍淵の「次韻道哉」に「道是終重英妙時 一囊真訣破群疑 南溟万里論人物 才学如君更有難」の詩があり、この翌年、亀井魯が南冥と号する所以となつたという。（竹村則行「詩人南冥」）（江河万里流る』庄野寿人編、亀陽文庫、二〇四頁）從つて、本来この時南冥を称していないのであるが、本論では、人口に贈咀している南冥を使用することとした。

注十九 全集本『決済余響』五一六頁、原文は「秋月曰。僕輩称君不絶口。三使大人亦愛君。俄見君詩而贊歎之。欲以四友之眞助君文房。於君真奇遇也」注二十 『宝曆十三癸未年 朝鮮人来聘記』六上】十二月十八日の条（『福岡藩朝鮮通信使記録』（八）一〇八頁）

注二十一 『福岡藩朝鮮通信使記録』（八）十二月二十一日の条

注二十二 大系本『海槎日記』、一三一頁十二月二十一日の条「渡海以後。実無興况。今日始得快適事也。」

注二十三 全集本『決済余響』五一四頁、「夫嗣明者清也。其俗浅陋。今韓者一方国也。古謂之鮮卑。嗚呼。衣裳冠冕。我不見諸中国。而得諸所謂鮮卑。可嘆。」

注二十四 大系本『日本録』一八六頁、十二月二十四日の条、原文「亀井魯至舟次招使上船。馬州禁徒逆止」

注二十五 全集本『決済余響』五二八頁、原文「以此心之介介。知君之黯黯。」

一札雖敵百朋。終不能遺懷。一來洲上。當為君移席而就之。此則似不妨礙。如何如何。」

注二十六 同右、五二八頁、原文「洲上之擧。問之闌菴。決其可否耳。」

注二十七 同頁、原文「昨日晴好。延佇洲岸者久之。意無跫音。豈或又

有礙障也否。稍工告以風利。廿三日。久繫之纜。始將解矣。行者雖似浩浩。去留之懷。詎不為淒黯。今則勢未可台席。只須佇立沙頭。目送牆鳥。凝睇通心而已。餘祈未相見之間。千万自愛。不宜。」

注二十八 荒木見悟『龜井南冥・龜井昭陽』(日本の思想家二十七、明徳出版社、一九八八)二十頁、竹村則行「詩人南冥」(庄野寿人編『江河万里流る』龜陽文庫、一〇六頁)

注二十九 こうした風間は龜井南冥にも伝えられたことが『泱泱余響』付録(五三五頁～五三八頁)に収める南冥宛て若拙の「呈龜道哉秀才」に「近頃聞いたところでは、京に入つても、人に会うごとにあなたの事を誉めているそうです。」(原漢文)や合離の「奉道哉龜君詞案」にも、「玄川が私に言うには、浪華で会集した者は多いが恐らく関西の國、あなたに及ぶものはないようだといつている。」(原漢文)などからわかる。

注三十 李元楨、注十前掲書三四二頁によれば「僕 貴鏡に入りて以来韻士・文儒に接すること多し。しかるに筑州に龜井魯を得たり……。」(萍遇錄)と答える各地を代表する文人の一人として龜井南冥の名を答えてい

志、西之長崎觀官庫秘書、師大潮禪師、東之大坂、友木弘恭・福尚脩・合離、弘恭即蒹葭堂主人也、師永富鳳、魯所謂東海之大、余目以一人者也、魯詩文皆超悟、識解尤奇、然賤不能自見、初見我輩傾心結附、願得載歸、一見禮義之邦、死無恨矣、吾奇其志、而愛其才、常留与話、屢試迭叩、魯應之有裕詩、筑州三書記以擴者至廻上座、魯坐其側、不敢与之齒、而意實輕之、三書記皆不平、後聞之、不使見、曰、魯才不勝德、恐失禮於大邦君子：(中略)：

吾私慮二人不中奇禍、必困橫累、每以愛才容直喻長老之徒及筑州書記、而未知能得力否也、乃知天下無不妬才之國、而皆有才者取也、彼□□二字不明、鱗介無所、事於才學而尚猶如此、況名利爭奪之城乎、二三子其知戒哉、また、同書「書東槎軸後」に成大中が揮毫した書を日本で始めて与えたのが龜井魯であつたことも記されている。

注三十四 筆語(五百七頁)に、「欽定古今図書全書卷一万七千冊、此れ近代の奇書たり。君或いはこれを知るか」と南冥が李佐国に語っている。この欽定古今図書全書は、欽定古今図書集成を指し、宝曆十年に長崎にもたらされ、宝曆十四年に紅葉山文庫に搬入されるまでの間、長崎にあつた。南冥は長崎遊学のさい目睹したのである。また当時の文人の間にこの本が大きな話題になっていた。詳しくは、『徳川吉宗と康熙帝』(大修館書店、一九九九)二三一頁および、同氏『典籍』(日中文化交流史叢書九、大修館、一九九六)一四七頁参照。

注三十五 『朝鮮通信使大系 第7卷 甲申・宝曆度』一四六頁「筑前州則有文献に南冥に関する記事があることを指摘したのは高島氏が初出。」

注三十二 那波魯堂と朝鮮通信使の交渉を詳細に論じたものに、那波利貞(明和元年の朝鮮國修好通信使団の渡来と我国の学者文人ととの翰墨上に於ける応酬唱和の一例に就きて)『朝鮮學報』第四十二輯、昭和四十二年(一九六六)、一～四八頁)がある。

注三十三 大系本『日本錄』一九六頁「書日本二才子事」原文「余在日本見奇才二人、築州龜井魯、西宮那波師曾也、魯年二十余、慨然有遊学四方之

志、西之長崎觀官庫秘書、師大潮禪師、東之大坂、友木弘恭・福尚脩・合離、弘恭即蒹葭堂主人也、師永富鳳、魯所謂東海之大、余目以一人者也、魯詩文皆超悟、識解尤奇、然賤不能自見、初見我輩傾心結附、願得載歸、一見禮義之邦、死無恨矣、吾奇其志、而愛其才、常留与話、屢試迭叩、魯應之有裕詩、筑州三書記以擴者至廻上座、魯坐其側、不敢与之齒、而意實輕之、三書記皆不平、後聞之、不使見、曰、魯才不勝德、恐失禮於大邦君子：(中略)：

吾私慮二人不中奇禍、必困橫累、每以愛才容直喻長老之徒及筑州書記、而未知能得力否也、乃知天下無不妬才之國、而皆有才者取也、彼□□二字不明、鱗介無所、事於才學而尚猶如此、況名利爭奪之城乎、二三子其知戒哉、また、同書「書東槎軸後」に成大中が揮毫した書を日本で始めて与えたのが龜井魯であつたことも記されている。

注三十四 筆語(五百七頁)に、「欽定古今図書全書卷一万七千冊、此れ近代の奇書たり。君或いはこれを知るか」と南冥が李佐国に語っている。この欽定古今図書全書は、欽定古今図書集成を指し、宝曆十年に長崎にもたらされ、宝曆十四年に紅葉山文庫に搬入されるまでの間、長崎にあつた。南冥は長崎遊学のさい目睹したのである。また当時の文人の間にこの本が大きな話題になっていた。詳しくは、『徳川吉宗と康熙帝』(大修館書店、一九九九)二三一頁および、同氏『典籍』(日中文化交流史叢書九、大修館、一九九六)一四七頁参照。

注三十五 『朝鮮通信使大系 第7卷 甲申・宝曆度』一四六頁「筑前州則有文献に南冥に関する記事があることを指摘したのは高島氏が初出。」

注三十六 『龜井南冥・昭陽全集』第一冊、五五七頁「魯以年少客氣。請官儕韓聘使于藍島。與其學士南秋月輩。筆陣對墨。大竊虛譽。而謗從興焉。自鼓篋佔畢者。莫弗彈指怪且罵曰異端々々痛避之。甚則至有造請官將危魯者。獨有安生維允。為頗禦侮。齊語。於楚咻。未如之何已。」

注三十七 『朝鮮人來聘記六下』(福岡地方史研究会『福岡藩 通信使記録(八)』所收、一九八頁)

注三十八 林復齋篇『通航一覽』巻百十一（清文堂、昭和四十二年）

注三十九 「宝曆十三年癸未年朝鮮人來聘記 六上」（福岡地方史研究会『福岡

藩朝鮮通信使記録（八）所収、一三五頁）

注四十 福岡県立図書館寄託櫛田文庫、『藍島唱和集』、『藍島唱和集』は、櫛  
田琴山『和韓藍島唱和』と菊潭『藍島唱和集』とが合綴されて一冊になっ  
ている。その琴山の詩集五十四丁目の白紙に貼られて残されている。

注四十一 大系本『日本錄』一九三頁、原文「亀井魯不來、井土周道、島村  
嶠、櫛田或、嶠之子信成亦來、與之少話、於禁徒廳 魯之不來、周道輩猜  
才遇之、蛮邦亦有此習耶、作書寄之、」